

モロッコ産マンダリン及びクレメンティンの 生果実の輸入解禁について

(植物防疫法施行規則の一部改正案及びモロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の制定に関する公聴会)

技術説明資料

令和4年12月
農林水産省
横浜植物防疫所

モロッコ産マンダリンの 生果実について



- ・収穫時期： 12～5月
- ・栽培品種：Nova 等

モロッコ産クレメンティンの 生果実について



- ・収穫時期： 9～3月
- ・栽培品種：Nour 等

(モロッコ食品安全衛生局より)

モロッコにおけるマンダリン及び クレメンティンの輸出先と輸出量

(単位:千トン)

輸出先国	2019/2020	2020/2021	2021/2022
ロシア	118	147	183
EU	96	101	134
カナダ	54	53	70
イギリス	44	59	49
アメリカ	39	42	109
アフリカ諸国	28	34	50
アジア諸国	17	28	23
合計	396	464	618

(モロッコ食品安全衛生局より)

チチュウカイミバエについて

成虫



かんきつ類等の生果実の大害虫として知られている。

幼虫が果実内部を食害すると腐敗・落果し、ひどい場合には収穫皆無となる。

【発生地域】

ヨーロッパ、中東、アフリカ(モロッコ等)、中南米、オーストラリア、ハワイ等

【主な寄主植物】

かんきつ類、さくらんぼ、もも、りんご、なし、ぶどう、パパイア、マンゴウ、ブルーベリー、なす、アボカド等

3齢幼虫



モロッコ側からの輸入解禁要請

- 平成27年6月、モロッコ側から、同国産クレメンティンの生果実について輸入解禁要請。
- 令和元年12月、モロッコ側から、同国産マンダリンの生果実について輸入解禁要請。両品目のチチュウカイミバエに対する検疫措置として、国際植物防疫条約に基づく国際基準 (ISPM) の低温処理条件の適用を要請。

国際植物防疫条約 (IPPC)

International Plant Protection Convention

1 目的

- 植物病害虫のまん延及び侵入を防止し、病害虫の防除措置を促進するため、共同で有効な措置を確保

2 主な活動

- **国際基準 (ISPM) の採択** 及びその実施支援
- その他条約の目的達成のために必要な活動

(途上国に対する技術協力、加盟国間の情報共有、紛争の解決、電子証明の構築など)

3 組織

- 令和4年12月現在、184の国と地域が加盟 (我が国は昭和27年の発効時から加盟)
- 事務局は国際連合食糧農業機関 (FAO) 本部 (ローマ) に設置

IPPCの国際基準 (ISPM)

(International Standards for Phytosanitary Measures)

- ISPMは国際植物防疫条約 (IPPC) に基づき作成される植物検疫措置に関する国際基準
- WTO加盟国は、**国際的な基準がある場合には、自国の植物検疫措置を当該国際基準 (ISPMを含む) に基づいてとらなければならない (shall base)** (SPS協定3条の1)
- ISPMに基づいた検疫措置とすることでその措置の正当性を主張することが可能

基本原則

植物検疫の原則 (ISPM1)、植物検疫用語集 (ISPM5)

リスク分析

病害虫リスクアナリシス (PRA) の枠組み (ISPM2)
検疫有害動植物のための PRA (ISPM11)

輸入規制

規制有害動植物リストの指針 (ISPM19)、輸入規制制度の指針 (ISPM20)

病害虫管理

病害虫無発生地域設定の要件 (ISPM4)
病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチ (ISPM14)
植物検疫処理 (ISPM28)

ISPM28 規制有害動植物に対する 植物検疫処理

- 植物検疫処理の国際的調和を図るために策定
- 令和4年12月現在、ISPM28 付属書(ANNEX)として、44本の植物検疫処理基準が採択

〔放射線照射処理基準22本〕

チチュウカイミバエ、コドリングア、コナカイガラムシ等に対する放射線照射処理

〔低温処理基準14本〕

チチュウカイミバエ、クインスランドミバエに対する低温処理

・ANNEX28: チチュウカイミバエに対する *Citrus reticulata* の低温処理

・ANNEX29: チチュウカイミバエに対する *Citrus clementina* の低温処理 等

〔蒸熱処理基準5本〕

ウリミバエ、チチュウカイミバエ等に対する蒸熱処理

〔蒸熱処理＋ガス置換処理基準1本〕

コドリングア、ナシヒメシンクイに対するりんご、ももの蒸熱処理＋ガス置換処理

〔フッ化スルフリルくん蒸処理基準2本〕

木材害虫に対するフッ化スルフリルくん蒸処理

■ チチュウカイミバエに対する *Citrus reticulata* の低温処理 (ANNEX28) 〔概要〕

- ・対象害虫：チチュウカイミバエ
- ・対象品目：*Citrus reticulata* (マンダリン含む)
- ・処理条件：低温処理 2°C以下・23日間

■ チチュウカイミバエに対する *Citrus clementina* の低温処理 (ANNEX29) 〔概要〕

- ・対象害虫：チチュウカイミバエ
- ・対象品目：*Citrus clementina* (クレメンティン含む)
- ・処理条件：低温処理 2°C以下・16日間

(注) 国際基準に記載された種小名及び交雑種は「Citrus of the world: A citrus directory version 2.0. France, SRA INRA-CIRAD」の命名法 (nomenclature) によって命名される (named)

日本側植物検疫専門家による現地確認調査

- 2022年5月に日本側専門家2名がモロッコで現地確認調査を実施
- 植物検疫処理(低温処理)及び輸出検査が適切に行われる体制が整っており、措置の実行可能性に問題がないことを確認

まとめ

- モロッコ産マンダリン及びクレメンティンの生果実について、国際基準(ISPM28 ANNEX28、29)を適用した検疫措置が実施されれば、チチュウカイミバエがモロッコ産マンダリン及びクレメンティンを経路として日本に侵入する恐れは無視できる程度であると判断する。

- ・ANNEX28: *Citrus reticulata* の低温処理 2°C以下・23日間
- ・ANNEX29: *Citrus clementina* の低温処理 2°C以下・16日間